

[Vol.118] 言葉を育てるコミュニケーション

子どもの言葉の発達には、大人との日々の関わりが大切です。子どもの言葉を育てるコミュニケーションについて紹介します。

0～2歳頃

①子どものことばをまねてみましょう

「ひこうきだ!」「おいしそう」など、子どもが言ったことをそのまま繰り返してみましょう。

②子どもの動きに合わせて声を掛けてみましょう

テレビや本を見ているときは「お馬さんだね」「かわいいね」と言葉で表現してあげましょう。

③子どもが声を発したら答えてあげましょう

子どもが何か声を発した時には「そうなんだね」と答えてあげましょう。子どもの目を見て言うことができない時は、声を掛けてあげるだけでも十分です。

3歳頃

①さりげなく正しい発音を聞かせましょう

子どもがカラスのことを「タアチュ」と言ったら、「本

当だ」と認めてから「カラスだね」と返事をしてあげましょう。

②話し方ではなく、内容をよく聞いてあげましょう

少し間違えていても自分の気持ちが受け止められていると感じられると、子どもは話をするのが好きになります。

4～5歳頃になるとスムーズに会話ができるようになってきます。しかし、発音や表現がしっかりできないためにお友達や大勢の前で話すことが苦手になってしまうお子さんもいます。市では「ことばの相談」事業を行い、発音のポイントなどを伝えています。お子さんの発音が気になるときはぜひご相談ください。

■問い合わせ

本庁健康増進課母子保健係
(☎ 34-2904)



KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

♣にこにこ広場（毎週木曜日）

前沢子育て支援センターでは、「にこにこ広場」を開設しています。誕生会や季節の遊びを取り入れながら、おうちの人も子どもたちも一緒に楽しめます。

平日の9:45～12:00、13:00～15:45の間はどなたでも利用できますので、お気軽にお越しください。



前沢子育て支援センター ☎ 56-4515



①車や新幹線などの乗り物もいっぱいあります



①ソフト積み木で電車を作りました



①松本美伶ちゃん（6カ月）お母さんと一緒に参加した美伶ちゃん。みんなと一緒にご機嫌で遊んでいます

②大型絵本に紙芝居！楽しいお話にくぎ付けです



広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第29回 おうちへ帰ろう 「訪問看護」をご存じですか？ / 公益社団法人岩手県看護協会奥州地区支部

「自宅に看護師さんが来てくれるなんて知らなかった」という言葉を耳にすることがあります。

家族の笑顔や見慣れた景色、聞きなれた音に囲まれた「いつもの」場所で過ごすことは、大きな安心感をもたらす生きる力になります。医療機械を使っても、医療処置があっても、最期の時を自宅で迎えたい人も、赤ちゃんも、一人暮らしでも、大丈夫です！ 自宅で過ごすことを諦めないでください。

訪問看護師は、病気と生活の両面から安心して生活続けることができる方法を、ご本人や家族と一緒に考え寄り添います。そして医師やケアマネジャー、介護職、リハビリ職などの在宅ケアに関係する職種と協力し、生活続けるお手伝いをします。

【訪問看護利用までの流れ】

受診している医療機関や担当しているケアマネジャー、訪問看護ステーション、市介護保険担当課へ相談

介護保険の対象者

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所によるケアプラン作成

主治医から「訪問看護指示書」により指示をうける

訪問看護ステーションと契約する

医療保険の対象者

40歳未満
●難病、がん、小児疾患、精神疾患など

40歳以上65歳未満
●40歳未満と同様
●介護保険の特定疾患に該当しない人(がん末期を除く)

65歳以上
●介護保険の対象外の人

ご自宅へ訪問

■問い合わせ＝本庁地域医療介護推進室（☎ 34-2906） ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（☎ 34-2199）

はい、こちら

総合相談室

(☎ 34-2915、FAX 24-1991)

消費生活相談

本庁市民課総合相談室 月～金 9:00～17:00 (受付16:00まで)
江刺総合支所 毎週月 10:00～15:00 前日までに要予約
市民生活グループ 毎週月

前沢総合支所 毎週火 10:00～15:00
市民福祉グループ 毎週火
胆沢総合支所 毎週水 10:00～15:00
市民生活グループ 毎週水 ※前日までに要予約
衣川総合支所 毎週金 10:00～15:00
市民福祉グループ 毎週金

高齢者・若年者の消費者トラブル110番週間

昨年度の総合相談室に寄せられた消費生活に関する相談件数は749件でした。そのうち契約者が60歳以上の相談が全体の半数を占め、20歳未満の相談も年々増えています。

4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることにより、18～19歳の方は親の同意を得ずに契約した場合でも、契約を取り消すことができなくなります。今後、取引の知識や社会経験の少ない若者が、悪質商法などの新たなターゲットになる恐れがあります。

このような状況を踏まえ、総合相談室では高齢者と若年者の相談を集中的に受ける期間を設けます。

高齢者の消費者トラブル110番
9月14日(月)～18日(金)

若年者の消費者トラブル110番
8月17日(月)～21日(金)
3年1月12日(火)～15日(金)

相談事例

1回だけ買うつもりが、定期購入契約になっていた…



「必ずもうかる」「楽して稼げる」最初と話が違う。逆に高額な請求が…

※現在、奥州エフエムで消費者被害防止の最新事例を紹介しています。 放送日時：毎週月曜日・午後4時ごろ

広告